

運輸事業振興助成交付金出捐金事業中期計画一覧表

基本 施策	中期目標	中期事業計画	
		施策内容	事業実施計画
輸送 の 安全 の 保 護	① 平成26年度までに営業用トラックによる。 (i)交通事故死者数を308人以下にする。 (ii)人身事故件数を20,600件以下にする。	ASV(先進安全自動車)関連機器、ドライブレコーダーの導入を促進する。	被害軽減ブレーキ、後方視野確認装置、呼気吹き込み式アルコールインターロックなどのASV関連機器、ドライブレコーダー(以下「ドラレコ」という。)の導入を促進するため助成等の支援を行う。 なお、ASV機器の導入支援にあたっては、行政との連携に配慮するとともに、ASV関連機器の開発状況を把握し、適時適切に導入促進対象の見直しを図る。
		トラック運転者の運転技術・マナー及び安全意識の向上を図る。	① 安全運転研修受講に対し助成を実施する。 ② 各種媒体による効率的、効果的な啓発、広報活動を実施する。 ③ トラックドライバー・コンテスト等を実施する。
		事故を分析し、事故の態様に即した対策を検討し、活用を図る。	交通事故分析調査を行い、原因及び対策について検討、整理し、その活用を図る。
		上記のほか「トラック事業における総合安全プラン2009」に基づき諸対策を推進する。	安全体質の確立、コンプライアンスの徹底、トラック事業を取り巻く交通環境の改善等のために、講習会開催、啓発広報、関係行政機関との連携等を進める。
		トラック運転手の高齢化を踏まえ、トラック運転者の健康管理を支援し、平成26年度までに、トラック運転者の健康診断による有所見率を60%以下にする。	① 事業者が行うSASスクリーニング検査に対し支援を行うとともに、検査結果の効果的な活用を推進する。 ② 健康管理マニュアル、健康管理手帳の作成配布をはじめ各種媒体等を通じた効率的、効果的な啓発活動及び支援を行う。
	② 労災事故による死者数、死傷者数の減少を図る(ただし、当面、自家用トラック等も含まれる労災事故統計整理上の事業分類である「陸上貨物運送業」に係る死者数、死傷者数の減少を目標とする。なお、今後、営業用トラックに係る労災事故データの把握に努め、当該データ把握が可能となった段階で、明確な数字目標を設定する。)	荷役作業等における労災事故防止対策を推進する。	① 過労死及び荷役作業等事故の実態、原因等の把握、分析に努める。 ② 労災事故防止及び安全体制の確立に向けた啓発等の推進を図る。 ③ 長距離運行運転手のための休憩施設であるトラックステーション(以下「TS」という。)の運営の効率化を図りつつ、利用の向上・促進を図る。

基本 施策	中期目標	中期事業計画	
		施策内容	事業実施計画
環境 の 保全	<p>① 2020年度を目途とした「低炭素社会実行計画」の策定を念頭において、CO2削減対策に取り組む。ただし、現段階では、トラックに係る技術的な動向を見極める必要もあり、2020年度に向けた長期にわたる見通しが立たないことから、当面は2010年度を達成目標とした「環境対策中期計画」の達成状況及び「環境自主行動計画」(2008～2012年度)を踏まえて、平成23年度中にCO2の削減中期目標として下記2項目を定める。</p> <p>(i) CO2排出原単位で0.139kg-CO2/トンキロ以下とする。</p> <p>(ii) 営業用トラックの輸送分担率を87.6%より向上させる。</p> <p>政府の明確な方針が示されるまでは、具体的な数値設定ではなく、平成21年度の数値を超える改善として設定した。</p>	<p>低公害車、アイドリングストップ支援機器及び省エネ機器の導入を促進する。</p>	<p>① 低公害車、アイドリングストップ支援機器及びEMS等省エネ機器の導入に対し助成等の支援を行う。</p> <p>なお、低公害車、省エネ機器の開発状況を把握し、適時適切に導入支援対象の見直しを図る。</p> <p>② ①の購入について近代化基金融資の対象とするとともに、当該融資については、一般融資の場合の利子補給率に比べ高い率の利子補給を行う。</p>
		<p>環境対策・省エネに関する知識の普及及び意識の向上を図る。</p>	<p>低炭素化、省エネ運転に関する情報・知識の普及・啓発を目的として、各種媒体による効率的、効果的な啓発、広報活動を実施する。</p>
		<p>環境対策、省エネの促進に向けた調査研究を推進する。</p>	<p>環境対策及び省エネを促進するうえでの課題について整理し、一層の促進に向けた研究、検討を進める。</p>
	<p>② NOx・PM法対策地域内の自動車排ガス測定局におけるNO2、SPMの環境基準100%を達成する。</p>	<p>最新規制適合車への代替を支援する。</p>	<p>最新規制適合車購入を近代化基金融資の対象とするとともに、当該融資については、一般融資の場合の利子補給率に比べ高い率の利子補給を行う。</p>
事業 適正 化	<p>① 巡回指導による事業の適正化の充実強化を図る。具体的には、地方適正化実施機関が行う巡回指導結果は、優良な順に「A」、「B」、「C」、「D」、「E」、「その他」とされるが、中期計画期間中、毎年度、「A」、「B」の占める割合を2%を超えて増加させ、「C」、「D」、「E」、「その他」の占める割合を2%を超えて減少させることを目標とする。</p>	<p>全国適正化実施機関として、適正化事業が全国的に的確に遂行されるように地方適正化実施機関を指導するとともに、国、地方適正化実施機関との連携強化を図る。</p>	<p>① 各種連絡会議等を通じて、国、全国適正化実施機関、地方適正化実施機関との連携の強化を図る。</p> <p>② 適正化指導員研修並びに荷主・事業者に対するコンプライアンスの確保に関する啓発を推進する。</p>

<p>② 平成26年度までに安全性評価事業認定(Gマーク)事業所数を、21,000まで増加させる。</p>	<p>安全性評価事業の事業者及び荷主等への一層の浸透を進め、Gマーク取得事業者数の増加を図る。</p>	<p>① 制度への理解促進を図るため、会員事業者及び荷主等への説明会又は広報の推進を図る。 ② 認定作業量の増大に対応し、作業の効率化、運営のあり方について検討をすすめる。 ③ Gマーク取得のインセンティブの拡大に向けて検討をすすめる。</p>
---	---	--

基本 施策	中期目標	中期事業計画	
		施策内容	事業実施計画
輸 送 サ ー ビ ス の 改 善 及 び 向 上	① 輸送に関する苦情件数の遁減を図る。この一環として、引越事業について、中期計画期間中に、引越優良事業者制度を構築し、同制度の定着を図る。	輸送相談体制の充実強化を図る。	輸送相談窓口担当者研修・会議及び輸送相談対応マニュアルの充実強化を図る。引越管理者講習会修了者数の増加(平成26年度までに修了者数12,000を目指す。)を図る。
		苦情が多い引越事業者について、引越優良事業者制度を構築し、定着を図る。	① 利用者が優良な引越事業者を選定できるような引越優良事業者制度を構築し、事業者の認定を進め、同制度の定着を図る。また、引越優良事業所認定のインセンティブ拡大に向けて検討をすすめる。 ② 引越優良事業者制度の広報を推進する。
	② 輸送力の確保、輸送価格の抑制等に資するように、情報技術の活用、経営基盤の強化、軽油高騰等経済変動時における効率的、効果的な経営支援を推進する。	IT機器利用促進及び物流の情報システム化を推進する。	① 輸送距離計算システム、原価計算システム、ITSその他の情報システム開発に関する調査研究を進め、実現化に努める。 ② IT機器、WEB KIT(求荷求車情報ネットワーク)利用の促進を図るため、研修、啓発広報活動を推進する。
		資金融通を支援する	① 大規模施設・設備のための長期かつ低利の近代化基金融資を確保するために、商工中金に必要額を預託するとともに、同融資に係る利子補給を行い、経営基盤の強化を推進する。 ② 激甚災害、軽油高騰及び急激な景気の悪化等の経済変動に対応して、激甚災害近代化基金融資や資金融通の円滑化のためにセーフティネットに係る保証協会保証料に対する助成等必要な措置を執る。
		優秀なトラック運転者の確保対策を推進する。	① トラック運転者の雇用状況、雇用上の問題点、必要な対策等について調査検討をすすめる。 ② 検討結果に基づき必要な措置を執る。
	労災保険料率の低減を図る。	輸送の安全の確保対策、事業適正化対策と連携して、労災保険収支の改善により労災保険料率の低減を図り、経営基盤の強化を進める。	
緊急輸送体制の整備	東日本大震災を踏まえた緊急輸送体制の見直しを行い、中期計画期間中にできるだけ早く緊急輸送体制の確立を図る。	国、地方公共団体、都道府県トラック協会と連携して緊急輸送体制の見直しを行い、体制の確立を図る。	① 平成23年度中に東日本大震災発生時に執られた緊急輸送体制の課題、問題点等を整理する。 ② 平成24年度までに緊急輸送業務実施要綱の見直し等を行う。 ③ 中期計画期間中にできるだけ早く災害時緊急輸送体制を確立する。